

電気事業会計規則に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成四年六月十九日

山田俊昭

参議院議長 長田裕二殿

電気事業会計規則に関する質問主意書

電気事業法第三十五条の規定に基づく「電気事業会計規則」について以下質問する。

一 電気事業会計規則上、劣化ウランは核燃料とはなっておらず、「加工中核燃料明細表」にも、「半製品核燃料明細表」にも入っていない。劣化六フッ化ウランは核燃料ではないのか。核燃料でないとするば、会計規則上どのように処理するのか。

二 プルトニウムは会計規則上、核燃料となっていないがその理由は何か。

三 一九九〇年三月、関西電力は動力炉・核燃料開発事業団（以下「動燃」という。）より三・三tuの劣化六フッ化ウランを引き取ったのは事実か。他に電力会社が劣化六フッ化ウランを引き取った事実はないか。

四 電気事業会計規則上、電力会社が劣化六フッ化ウランを引き取った場合、核燃料として資産

とするのか、核燃料ではない資産とするのか。または、資産ではない廃棄物とするのか。関西電力はどのように処理したものと政府は承知しているか。

五 一九九一年三月、関西電力は、引き取った劣化六フッ化ウランのうち二tuを三菱原子燃料、一・三tuを原子燃料工業に譲渡しているが、この時関西電力は会計規則上どのように処理したものと政府は承知しているか。

六 譲り受けた三菱原子燃料、原子燃料工業は、二tu、一・三tuの劣化六フッ化ウランを会計上どのように処理したものと政府は承知しているか。

七 MOX燃料は「加工中核燃料明細表」、「半製品核燃料明細表」のどの項目に入るのか。MOX燃料は、会計規則上核燃料ではないのか。

また、関西電力、日本原子力発電はMOX燃料の会計上の処理をどうしているのか政府は承知しているか。

八 関西電力、日本原子力発電が使用するMOX燃料に含まれるプルトニウムは、それぞれの電力会社の所有するプルトニウムか。

九 「再処理核燃料明細表」にある減損ウラン振替額、プルトニウム振替額は、キログラム当たりそれぞれいくらか。キログラム当たりの評価額に変遷があれば、年度ごとにそれぞれいくらか。

十 プルトニウム明細表にあるプルトニウムキログラム当たりの金額は、「再処理核燃料明細表」にあるキログラム当たりのプルトニウム振替額と同じか。異なるとすればキログラム当たりの金額はいくらか。

十一 減損ウラン、プルトニウム振替額は、なぜ実際に要した再処理費用から計算されないのか。

十二 電力会社がこれまで動燃に売ったプルトニウムの量と金額を、会社名、年月日それぞれ示

せ。

十三 MOX燃料の金額はキログラム当たりいくらか。また、その計算方法はどのようにするのか。

十四 普通の核燃料成型加工代よりMOX燃料成型加工代は高いのかどうか。
右質問する。